

栃木県重点戦略等検討調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

栃木県重点戦略等検討調査業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1 業務の概要

- (1) 業務名
栃木県重点戦略等検討調査業務
- (2) 業務の内容
別紙「栃木県重点戦略等検討調査業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和7(2025)年3月19日(水)まで
- (4) 委託料上限額
16,181,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- (5) 担当所属及び問い合わせ先
〒320-8501
栃木県宇都宮市塙田1-1-20(栃木県庁舎本館9階北側)
栃木県総合政策部総合政策課 政策企画・地方創生担当
電 話：028-623-2206
E-mail：sogo-seisaku@pref.tochigi.lg.jp

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する者であること。又は契約締結時まで資格を取得する見込みであること。
- (3) 令和6(2024)年4月26日(金)から同年5月20日(月)までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は第4号の規定に該当する者でないこと。

3 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和6(2024)年4月26日(金)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和6(2024)年5月2日(木)
ウ 質問に対する回答	令和6(2024)年5月8日(水)
エ 参加表明書の提出期限	令和6(2024)年5月10日(金)
オ 参加資格確認結果の通知	令和6(2024)年5月14日(火)
カ 企画提案書等の提出期限	令和6(2024)年5月20日(月)
キ 企画提案書等のプレゼンテーション・評価	令和6(2024)年5月23日(木) 予定
ク 選定結果の通知・公表	令和6(2024)年5月下旬

(2) 質疑・回答

本実施要領等に関して質問事項がある場合は、簡易なものを除き、「栃木県重点戦略等検討調査業務委託に関する質問書」(様式第1号)を作成し、次のとおり提出すること。

- ア 受付期間 令和6(2024)年4月26日(金)から
令和6(2024)年5月2日(木)午後5時まで(必着)
- イ 提出先 1(5)に同じ。
- ウ 提出方法 電子メール(メール送信後、必ず電話連絡を行うこと)
- エ 回答期日 令和6(2024)年5月8日(水)
- オ 回答方法 電子メールにより、質問者に対して回答するとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、栃木県ホームページで公表する。

(3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、「参加表明書」(様式第2号)及び「参加資格確認書」(様式第3号)を作成し、参加者の概要が分かる資料(会社パンフレット等)を添付の上、次のとおり提出すること。

- ア 提出期限 令和6(2024)年5月10日(金)午後5時(必着)
- イ 提出先 1(5)に同じ。
- ウ 提出方法 電子メール(メール送信後、必ず電話連絡を行うこと)
- エ 参加辞退 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和6(2024)年5月20日(月)午後5時までに辞退届(様式任意)を1(5)の提出先に電子メールで提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

3(3)により提出された参加表明書等により参加資格の確認を行い、その結果を全ての参加表明書提出者に対し、令和6(2024)年5月14日(火)までに、電子メールにより通知する。

(5) 企画提案書等の提出

3(4)により企画提案書等の提出を認められた者は、企画提案書等を作成し、次のとおり提出すること。

なお、プロポーザル方式は、業務における具体的な実施方法の提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成、提出等を求めるものではない。具体的な業務は、契約後に、企画提案書等に記載された実施方針を反映しながら、栃木県が提示する資料等に基づき、協議の上、開始するものとする。

- ア 提出期限 令和6(2024)年5月20日(月)午後5時(必着)
- イ 提出先 1(5)に同じ。
- ウ 提出物 別表1に示す企画提案書等一式
- エ 提出方法 電子メール(メール送信後、必ず電話連絡を行うこと)
提出物は全て pdf ファイルに変換して提出すること。
- オ その他
 - (ア) 企画提案書等は1者1提案とする。
 - (イ) 提出期限後は、企画提案書等の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
 - (ウ) 企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。
 - (エ) 企画提案書等は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例32号)に基づく公文書開示請求の対象となる。
 - (オ) 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
 - (カ) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プレゼンテーションに要する経費はすべて参加者の負担とする。
 - (キ) 企画提案書等に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
 - (ク) 提出された企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
 - (ケ) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
 - (コ) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

4 審査方法等

- (1) 評価基準
別表2に示す評価項目のとおり。
- (2) プレゼンテーションの実施
企画提案書等について、プレゼンテーションを実施する。時間、場所等の詳細については、参加表明書を提出し参加資格が確認された者に対して別途連絡する。
- (3) 審査方法
ア 選定に当たっては、県職員で構成する選定委員会を設置し、審査を行う。
イ 審査方法は、企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を審査し、評価項目ごとの評価点数の合計点数にて競う「総合評価方式」により行う。
- (4) 契約候補者の選定方法
ア 失格者を除いた者のうち、(3)による審査の総合点が最も高い者(以下「最高得点提案者」という。)を契約候補者として選定する。
イ 最高得点提案者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。なお、金額も同額の場合、当該者は、当初見積書の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。
ウ ア、イに関わらず、総合点が70点未満の場合は、契約候補者として選定しない。参加者が1者の場合も同様とする。
- (5) その他
次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が1(4)の委託料上限額を超える場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 審査に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

5 選定結果の通知・公表

(1) 選定結果の通知

- ア 契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を電子メールにより通知する。
- イ 非選定の結果となった者は、通知日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に、1(5)の提出先に電子メールにより、書面(任意様式)で非選定理由の説明を求めることができる。
- ウ 非選定理由に関する回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日以内に電子メールにより、書面で行う。

(2) 選定結果の公表

契約候補者選定後、下記項目について、栃木県ホームページに公表する。

- ア 契約候補者の名称、総合点及び選定理由
- イ ア以外の参加者の数及びそれぞれの総合点
ただし、参加者が2者の場合、次点者の総合点は公表しない。

6 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、業務完了後の精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

7 その他留意事項

- (1) 前回の調査業務(平成30(2018)年度「栃木県重点戦略等検討調査業務」、令和元(2019)年度「栃木県次期プラン等策定に関するフレーム推計調査等業務委託」)の報告書は、令和6(2024)年5月23日(木)まで1(5)の担当所属において閲覧できる。
- (2) 4(2)のプレゼンテーションについて、指定された会場・時刻に到着しない場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。
- (3) 業務の実施体制調書(様式第6号)及び配置予定者調書(管理責任者)(様式第7号の1)において、配置予定とした管理責任者については、特別な自由による場合を除き、変更することができない。

別表 1 企画提案書等一式

提出書類	様式	留意事項
①企画提案書等提出届	様式第4号	
②企画提案書	様式任意	・仕様書の内容を踏まえて作成すること。
③業務工程表	様式任意	・仕様書の内容を踏まえて、履行期間中における各業務の詳細なスケジュールについて作成すること。
④業務経歴書	様式第5号	・平成26(2014)年4月1日以降の地方自治体発注の総合計画等策定関係業務の受託実績を記入すること。 ・発注者が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。
⑤業務の実施体制調書	様式第6号	・本業務に配置を予定している者全員について記入すること。
⑥配置予定者調書 （管理責任者）	様式第7号の1	・本業務の管理責任者（予定者）が、他自治体の総合計画等策定関係業務において管理責任者として携わった実績がある場合に作成すること。
⑦配置予定者調書 （担当者）	様式第7号の2	・本業務の担当者（予定者）が、他自治体の総合計画等策定関係業務に携わった実績がある場合に作成すること。
⑧見積書	様式任意	・宛名は「栃木県知事 福田 富一」で作成すること。 ・業務内訳ごとに積算内訳を記載すること。

- ・各提出書類の規格はA4サイズとする。また、押印は不要とする。
- ・審査の公正を期すため、①の書類以外は、名称のほか、ロゴマーク等、参加者が類推されるようなものは一切記入しないこと。

別表 2 評価項目

区分	評価項目	配点	
①業務の実施方法	業務の実施方針	10点	60点
	栃木県の現状理解	10点	
	提案内容の的確性	10点	
	提案内容の独創性	10点	
	提案内容の実現性	10点	
	プレゼンテーション	10点	
②事業者及び配置予定者の 業務経歴	事業者の同種業務の実績	10点	30点
	管理責任者の同種業務の実績等	10点	
	担当者の同種業務の実績等	10点	
③見積書	必要経費	10点	10点
合計		100点	

- ・②事業者及び配置予定者の業務経歴の「同種業務」は「総合計画等策定関係業務」を指す。